

木城町ひとり親家庭医療費助成制度 Q&A

Q ひとり親医療費助成の対象者はどんな人ですか？

A ・ひとり親家庭において、20歳未満の子どもを養育している、父・母・養育者
・上記の方に養育されている18歳までの子ども
(6歳の年度末までは子ども医療費助成の対象)
ただし、児童扶養手当の所得制限を超える場合は助成の対象外です。



Q どのように助成を受ければいいですか。

A 一旦医療機関窓口で自己負担していただき、受診した翌月以降に役場福祉保健課で償還払い(払い戻し)の申請をしてください。申請期限は病院を受診した月から1年以内です。

【外来の場合】

病院で発行された領収書(原本)、印鑑、受給資格証、お受け取り口座が分かるものが必要です。

【入院の場合】

医療機関にて受給資格証を提示して、自己負担分1000円をお支払いください。後日、1000円分の領収書(原本)を役場福祉保健課に持参して、外来の場合と同じように償還払いの申請をしてください。

Q 助成対象外の診療費はありますか。

A 保険外診療分(入院時の食事代や室料、診断書代、薬の容器代、先発医薬品を希望した場合の特別料金など)は助成対象外です。

Q 治療用メガネを作成しました。助成を受けることができますか。

A 治療用装具(メガネなど)も助成の対象です。いったん全額を自己負担し、まずは加入する健康保険から療養費の支給を受けてください。

その後、役場福祉保健課で償還払いの申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- ・治療用装具や治療用眼鏡等作成時の領収書 ※写し可
- ・加入している医療保険者からの療養費支給決定通知
- ・作成指示書(医証) ※治療用装具を作成した時のみ



Q 医療機関から発行された領収書をなくしました。助成は受けられますか。

A 医療機関で領収書の再発行を受けるか、「ひとり親家庭医療費助成金申請書」に医療機関の証明を受けてください。

【問い合わせ先】

木城町役場 福祉保健課 子育て支援係
Tel 32-4733